

**議案第99号関連資料**  
**明石市国民健康保険条例の一部改正について**

**1 目的**

令和3年1月1日に施行される税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除（以下「給与所得控除等」という。）が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられることとなりました。

税制改正による国民健康保険料（以下「保険料」という。）への影響として、低所得者に対する保険料の減額措置に係る所得判定基準があります。所得判定基準は前年中の収入金額から給与所得控除等を差し引いた額を所得額とし、世帯の被保険者全員の所得額の合計が基準以下であれば、減額措置が適用されます。

税制改正後、給与所得者及び公的年金所得者（以下「給与所得者等」という。）が複数いる世帯においても収入が同じ場合、現行と同じ基準で減額措置が適用されるよう、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）（以下「政令」という。）の一部改正が行われるため、本市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

**2 概要**

政令の基準に合わせて、保険料の減額措置に係る所得判定基準※を見直します。

| 減額割合   | 令和2年度（現行）                       | 令和3年度（改正後）  |
|--|---------------------------------|---|
| 7割   | <u>33万円</u>                     | <u>43万円</u> <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>                     |
| 5割   | <u>33万円</u><br>+ (28.5万円×被保険者数) | <u>43万円</u> <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u><br>+ (28.5万円×被保険者数) |
| 2割   | <u>33万円</u><br>+ (52万円×被保険者数)   | <u>43万円</u> <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u><br>+ (52万円×被保険者数)   |
| 下線部 _____ が税制改正に伴う見直し、二重線部 _____ が政令改正に伴う見直し |                                 |   |

※ 世帯主及び被保険者の前年中所得の合計額が上記基準額を下回る場合に均等割（均等割及び平等割）にかかる保険料が7割・5割・2割の3段階で減額される仕組みです。

**3 施行期日**

令和3年1月1日